

## 徳島市農業委員会臨時総会 議事録

1 とき	令和2年9月29日(金) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 3時35分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美  13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義  16番委員 谷川 興一 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 7番委員 宮崎 学  10番委員 安瀨 和子 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	農業委員 17番委員 鎌田 良昭 農地利用最適化推進委員 14番委員 兼田 博行
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 非農地証明願の審議について  第4号議案 非農地通知の審議について  第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第7号議案 農地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について</li> <li>5. 農地の転用制限の例外(法第5条)に係る事業計画書の受理について</li> <li>6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>7. 転用許可の訂正について(5条許可)</li> </ol>

令和2年9月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時00分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることになっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和2年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号17番、鎌田良昭委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号4番、野口俊廣委員と、議席番号13番、植田美恵子委員に申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

では、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請の審議」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後72aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず150aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後79aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後107aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後134aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーや枝豆の栽培を行うとのことです。

第1号議案は、以上5件で、対象地は、田2、623㎡、畑5、444㎡、計8,067㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。まず、1番案件及び6番案件についてですが、取下げ予定となったため、議案書から削除させていただきます。それでは、議案書2ページからを御覧下さい。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、再生可能エネルギー売電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産を営んでおり、所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、風水力機械器具等の製造及び販売業を営んでおり、近隣の排水機場ポンプ設備の設置工事のため、賃貸借権を設定し、仮設現場事務所に一時転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、再生可能エネルギー売電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、2番案件と7番案件と同一であり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産を営んでおり、所有権を設定し、児童発達支援の事業者に貸し出す露天貸駐車場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係であり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。また、本件は、土地の一部を既に宅地化しており、当時に農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていますが、徳島市北井上支所から500m以内に位置するため、第2種農地に該当します。譲受人は、3番案件と同一であり、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番案件と11番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は、全11件のうち1番と6番を削除し、全9件となり、地目は、田が、12,461㎡、畑が809㎡で合計が13,270㎡になります。転用目的の内訳は、住宅地194㎡、駐車場・資材置場1,453㎡、その他施設用地11,623㎡になり、合計が13,270㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよ

ろしく願います。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月の17日、午後2時から3番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員と私、転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、JA多家良支所から西へ約2kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、現況に生ひ茂る木々を伐採し、整地後に防草シートを敷き詰めます。その上にソーラーパネルを施工し、周囲にはフェンスを設置する計画であるとのことです。排水については、雨水を地下浸透とし、地元の水路管理者から排水同意書が提出され、地元土地改良区が存在していないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく願ひます。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月16日に11番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は朝田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側1名になります。申請対象の農地は、徳島市北井上支所から北へ約400mに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、太陽光発電施設であり、土地の造成については、既存ハウスを撤去後、転圧して整地します。排水は、雨水のみで、南側の水路に排水する計画で、地元土地改良区からの排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、北井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしく願ひます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番と6番を削除し、11番を許可相当として県に諮問し、残りの8件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番と6番を削除し、11番を許可相当として県に諮問し、残りの8件を許可することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。第3号議案、「非農地証明の審議につい

て」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、非農地証明願の審議について御説明します。議案書4ページを御覧下さい。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和58年頃から宅地の庭及び進入路となり、現在も住宅敷地として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月23日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、前所有者の土地であった昭和31年に申請人が居宅を建築し、平成3年の時効取得により令和元年に所有権移転登記され、現在も住宅敷地として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成4年3月8日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第3号議案は、2件で、対象地は田127㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第3号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案、「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書5ページを御覧下さい。

1～2番の対象地は一体となっているため、まとめて説明します。対象地は、徳島市論田小学校から東に約1.7kmに位置しており、先月14日に、地元の委員4名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりますと、対象地は、急傾斜地にあり、時期は不明ですが、地質改良のため工事関連の残土を投入して以降、急速に雑草と雑木が繁殖し、山林の状態となっています。

3番の対象地は、徳島市入田小学校から北東に約500mに位置し、今月15日に地元の委員名2と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりますと、対象地は、長年に渡り、耕作放棄地の状態が続き、山林の状態となっています。

以上3件につきましては、現況は、人が進入することもできないほど雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第4号議案は、以上3件で、対象地は畑1,012㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおりに非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を議案書のとおりに非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書6ページを御覧下さい。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。

2番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。第5号議案は2件で、対象地は畑のみで●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、全案件を議案書のとおりに承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおりに承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書7ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地の一部が農地転用されていますが、その他の対象地は全て、納税猶

予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は、以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡で、計●●●㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第6号議案の統税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案、「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本 昇委員、久米 裕純委員、細川 勝義委員に御退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われれます。

今月は新規設定が217件、再設定が4件で合計221件となっており、そのうち、賃貸借権が147件、使用貸借権が74件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は1～13番が多家良地区・30筆・13件、14番が勝占地区・2筆・1件、15～18番が上八万地区・6筆・4件、19番が入田地区・3筆・1件、20～92番が不動地区・263筆・73件、93～117番が応神地区・53筆・25件、118～139番が川内地区・52筆・22件、140～157番が国府地区・54筆・18件、158～199番が南井上地区・116筆・42件、200～221番まで北井上地区・47筆・22件となっております。

利用権設定については以上で、田119筆115,016.72㎡、畑507筆546,357.72㎡の合計626筆661,374.44㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書39ページを御覧下さい。

1番は、「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。1件受理しました。40ページを御覧下さい。

2番は、「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。1件交付しました。41ページを御覧下さい。

3番は、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。42ページにわたり9件受理しました。43ページを御覧下さい。

4番は、「農地法の転用制限の例外による届出について」です。1件受理しました。44ページを御覧下さい。

5番は、「農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理について」です。2件受理しました。45ページを御覧下さい。

6番は、「地目変更登記に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。46ページを御覧下さい。

7番は、「農地法第5条許可の訂正について」です。1件訂正しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 審議事項は以上でございます。

最後に全体を通しまして、何か御意見・御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時35分)